News Release



株式会社 日本格付研究所 Japan Credit Rating Agency, Ltd.

20-D-0429 2020 年 8 月 5 日

_____ JCR グリーンボンド・フレームワーク評価 by Japan Credit Rating Agency, Ltd. _____

株式会社日本格付研究所(JCR)は、以下のとおりグリーンボンド・フレームワークの評価結果を公表します。

長野県の グリーンボンド・フレームワークに Green 1(F)を付与

評 価 対 象 : 長野県 グリーンボンド・フレームワーク

くグリーンボンド・フレームワーク評価結果>

総合評価	Green 1 (F)
グリーン性評価(資金使途)	g1 (F)
管理・運営・透明性評価	m1 (F)

第1章:評価の概要

長野県は、全国で 4 番目に広い県土を有し、その 8 割を占める広大な森林は豊かな水資源の基盤となり、また多様な生物の生息場所となっている。本県では、かかる自然環境を次世代に引き継ぐべく、SDGs の視点も踏まえ、「共に育み 未来につなぐ 信州の豊かな自然・確かな暮らし」を基本目標とした第四次長野県環境基本計画を策定している。本計画は、2018 年度から 2022 年度を目標年度とする 5 年間を対象として、県民・NPO、事業者、金融機関、行政機関などあらゆる主体のパートナーシップによって、環境を保全することにとどまらず、環境保全の取組を通じ経済・社会の諸課題の解決を図ることを定めている。

長野県は都道府県として初めて「気候非常事態」を宣言し、同時に 2050 年の二酸化炭素排出量実質ゼロも打ち出している。また、SDGs 達成に向けて優れた取組を提案する「SDGs 未来都市」として、2018年6月、他の 28 自治体とともに、全国で初めて選定されており、SDGs の視点も踏まえた長野県総合 5 か年計画(しあわせ信州創造プラン 2.0)の推進に取り組んでいる。

今般、長野県は、気候変動の適応・緩和両面に取り組むための資金調達としてグリーンボンドを発行するため、グリーンボンド・フレームワーク(本フレームワーク)を定めた。これにより、長野県内の自然災害の影響緩和と 2050 年の二酸化炭素排出量実質ゼロ達成に向けた取組を進めることを目指している。また、グリーンボンド発行を一つの契機として、地方自治体や事業者の ESG 投資に対する機運醸成



を図ることを合わせて企図している。本フレームワークが「グリーンボンド原則 (2018 年版) 1 」および「グリーンボンドガイドライン 2020 年版 2 」に適合しているか否かの評価を行う。

長野県は、本フレームワークでグリーンボンドの投資対象となる適格クライテリアを、長野県環境エネルギー戦略で掲げた施策のうち、以下に資する事業に限定している。

- (1) 再生可能エネルギーによる発電の拡大を目指す自然エネルギー政策パッケージ
- (2) 快適な省エネまちづくりを進めるための建築物省エネ政策パッケージ
- (3) 快適な省エネまちづくりを進めるための交通・まちづくり省エネパッケージ
- (4) 地球温暖化抑制のために木材利用の拡大や森林整備による二酸化炭素の吸収・固定化を促進する長野県森林づくり指針
- (5) 地球温暖化の影響把握と予測を行い、様々な主体で適応策を進めるための地球温暖化適応策パッケージ

JCR は、長野県が上記政策パッケージに資するグリーンプロジェクトとして本フレームワークで定めた適格基準は、気候変動への緩和と適応の両側面における包括的な施策を対象としており、長野県の環境課題解決に大きく貢献するものであると評価している。また、プロジェクトの選定プロセス、資金管理体制および発行後レポーティング体制等についても適切に構築され、透明性が高いと評価している。

この結果、本フレームワークについて、JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき、「グリーン性評価(資金使途)」を "g1(F)"、「管理・運営・透明性評価」を "m1(F)"とした。この結果、「JCR グリーンボンド・フレームワーク評価 (総合評価)」を "Green 1(F)"とした。評価結果は次章にて詳述する。また、本フレームワークは「グリーンボンド原則」および「グリーンボンドガイドライン」において求められる項目について基準を満たしていると JCR は評価している。

-

¹ ICMA(International Capital Market Association) グリーンボンド原則 2018 年版 https://www.icmagroup.org/green-social-and-sustainability-bonds/green-bond-principles-gbp/ ² グリーンボンドガイドライン 2020 年版 https://www.env.go.jp/press/files/jp/113511.pdf



第2章: 各評価項目における対象事業の現状と JCR の評価

評価フェーズ1:グリーン性評価

JCR は評価対象について、以下に詳述する現状およびそれに対する JCR の評価を踏まえ、本フレームワークから発行されるグリーンボンドの資金使途の 100%がグリーンプロジェクトであると評価し、評価フェーズ1:グリーン性評価は、最上位である 『g1(F)』 とした。

(1) 評価の視点

本項では最初に、調達資金が明確な環境改善効果をもたらすグリーンプロジェクトに充当されているかを確認する。次に、資金使途がネガティブな環境への影響が想定される場合に、その影響について内部の専門部署又は外部の第三者機関によって十分に検討され、必要な回避策・緩和策が取られているかについて確認する。最後に、持続可能な開発目標(SDGs)との整合性を確認する。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

資金使途の概要

a. プロジェクトの環境改善効果について

<資金使途にかかる本フレームワーク>

長野県は、本フレームワークにおいて、資金使途を以下の通り定めている。資金使途は全て新規 投資である。

グリーン適格プロジェクト分類と対象事業

- I. 再生可能エネルギー: 小水力発電所の設置
- Ⅱ. クリーン輸送:地域鉄道事業者(しなの鉄道)の車両更新に対する補助
- III. エネルギー効率: 県有施設・設備の更新・改修(空調設備の更新、照明の LED 化、高断熱化等)、県有施設の新築
- IV. 気候変動への適応:
 - (1) 交通インフラ整備(信号機電源付加装置、道路防災事業(法面工事)等)
 - (2) 水害対策のための河川改修(拡幅、掘削工事等)
 - (3) 砂防、治山、地すべり、急傾斜地崩壊対策
- V. 生物自然資源及び土地利用に係る環境持続型管理:

信州の森林づくり事業 (林道の整備)



資金使途 1: 再生可能エネルギー 小水力発電所の設置

i.資金使途は、気候変動の緩和および適応策を加味した長野県の総合的な環境戦略に基づいて選定されている。小水力発電所の設置は、長野県における自然エネルギー供給の拡大、地産地消型エネルギーネットワークの確立による災害に強いまちづくりなど、環境面における高い意義を有するものである。 資金使途 1 は、グリーンボンド原則における「再生可能エネルギー」、環境省のグリーンボンドガイドラインに例示されている資金使途のうち、「再生可能エネルギーに関する事業」に該当する。

小水力発電は、建設時の環境負荷が比較的小さく、天候や時間帯に左右されず安定的に電力供給ができる。また、水力発電設備の技術自体が古くから確立しており、複雑なものではないことから、耐久年数が約75年から100年といわれている。急峻な地形を有する日本においては、地産地消型でクリーンなエネルギーとして供給拡大が期待される発電方式である。

日本アルプスを擁する長野県は、資源エネルギー庁による調査によれば、包蔵水力(技術的・経済的に利用可能な水力エネルギー量)の大きい県の一つである。2019年12月時点におけるFIT(固定価格買取制度)を利用した小水力発電の導入件数は全国第1位であり、今後開発ポテンシャルのあるサイトは約1600か所以上に上る。

(包蔵水力量)

包蔵水力は、「既開発(これまでに開発された水力エネルギー)」「工事中」「未開発(今後の開発が有望な水力エネルギー)」の 3 つに区分される。長野県は、包蔵水力 12,538 GWh、うち、既開発分野 9,013GWh、未開発分野 3,449GWh あり、いずれの分野についても、平成 31 年 3 月 31 日現在、全国で第 3 位と高いポテンシャルを有している 3 。

日本では、かつて自家消費型として小水力発電が日本の各地域に根付いていた。その後、中央集中電力供給体制となったが、2011 年の東日本大震災以降、地産地消のクリーンなエネルギー供給策として小水力発電の意義が見直されてきている。一方で、小水力発電は、実現するまでに複数の障壁や課題があり、必要性は認識されながらもなかなか普及が進まなかった。その背景として以下のような課題が挙げられる。

- ① 複数の法規制 (河川法、電気事業法、土地改良法、砂防法) と複雑な許認可手続きが複数 の担当部局にまたがっている
- ② 経済合理性
- ③ 技術力
- ④ 地域の理解

これらの問題点を解決し、開発に要する時間を削減するため、2011 年以降に規制緩和され、手続きは一部簡素化が図られている。また、経済性については、FIT 制度(固定価格買取制度)によって、売電収入の安定化を図っているほか、市町村や民間企業が小水力発電を始める場合には、補助金によって初期投資を抑えられるような手当てがなされるようになった。

長野県では 2013 年に策定した第三次環境エネルギー戦略で、小水力発電を含む再生可能エネルギーの普及を促進していく施策を明らかにした。長野県の小水力発電関係部局は複数にまたがっており調整が大変だったことから、第三次環境エネルギー戦略制定時に、小水力発電キャラバン隊を

 $https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/hydroelectric/database/energy_japan003/electricity_and_gas/electric/hydroelectric/database/energy_japan003/electricity_and_gas/electric/hydroelectric/database/energy_japan003/electricity_and_gas/electric/hydroelectric/database/energy_japan003/electricity_and_gas/electric/hydroelectric/database/energy_japan003/electricity_and_gas/electric/hydroelectric/database/energy_japan003/electricity_and_gas/electric/hydroelectric/database/energy_japan003/electricity_and_gas/electric/hydroelectric/database/energy_japan003/electricity_and_gas/electric/hydroelectric/database/energy_japan003/electricity_and_gas/electric/hydroelectric/database/energy_japan003/electricity_and_gas/electric/hydroelectric/database/energy_japan003/electricity_and_gas/electricity_gas/electricity_gas/elect$

³資源エネルギー庁ウェブサイト。



設置した。小水力発電キャラバン隊は、長野県の関係部局が連携し、小水力発電事業計画を持つ民間事業者や市町村の相談の一括窓口の機能を果たしている。長野県では、今後も小水力発電による再生可能エネルギー供給量の増加を気候変動への緩和策の重要な施策の一つとして位置づけ、一層の拡大を図る予定としている。

本フレームワークにより発行される債券の資金使途は、県が自ら設置する小水力発電所の設置費用および設置に係る補助のための資金である。

資金使途 2: クリーン輸送:地域鉄道事業者(しなの鉄道)の車両更新に対する補助

i.資金使途 2 は、気候変動の緩和および適応策を加味した長野県の総合的な環境戦略に基づいて選定されている。また、老朽化した車両の更新により、高い CO₂削減効果が期待される。資金使途 2 は、グリーンボンド原則における「クリーン輸送」、環境省のグリーンボンドガイドラインに例示されている資金使途のうち、「クリーンな運輸に関する事業」に該当する。

長野県は、環境エネルギー戦略の政策体系の中で、交通・まちづくり省エネ政策パッケージとして、クリーン輸送に努めている。

しなの鉄道は、長野県、沿線市町、経済団体等の出資により 1996 年に設立され、北陸新幹線東京-長野間が開業した 1997 年 10 月に、JR 東日本から信越本線軽井沢駅-篠ノ井駅間が経営移管されて鉄道事業を開始した鉄道会社である。

開業以来、JR 東日本から引き継いだ電車 (115 系) を運行してきたが、製造から約 40 年が経過し老朽化が進んでいることから、2019 年度から省エネ性能に優れた新型車両 SR1 系の導入を開始している。

SR1 系(1 編成 2 両)は、従来の 115 系と比較してバリアフリートイレや Wi-Fi 等が装備されており、より快適な車内となっている。環境面においても、従来の 115 系が鋼製であったのに対し、軽量オールステンレス車体とし、安全面に配慮しつつ車体の軽量化を達成している。また、電車の加減速をコントロールする制御方式が、115 系では抵抗制御であったものから SR1 系ではより電力消費の少ない VVVF インバータ制御装置に置き換えられていること、電車がブレーキをかけた際にモーターを発電機として作用させ、発生した電気を架線に戻して運行している他の電車のエネルギーとして使用する回生ブレーキが採用されていること、照明の LED の採用等が行われた結果、従来の 115 系と比較して年間消費電力量は 40%以上削減されており、 CO_2 削減効果が期待される。

資金使途 3: エネルギー効率 県有施設・設備の更新・改修、新築

i.資金使途 3 は、気候変動の緩和を目的とする長野県の総合的な環境戦略に基づいて選定されている。 県が保有する施設の新築、改修および設備更新を行うことにより、エネルギー効率の向上が期待される。 資金使途 3 は、グリーンボンド原則における「エネルギー効率」、環境省のグリーンボンドガイドラインに 例示されている資金使途のうち、「省エネルギーに関する事業」に該当する。

環境エネルギー戦略における建築物省エネ政策パッケージでは、環境エネルギーに配慮された建築物の普及を目指しており、建築物の新築・購入に際して、建築物のエネルギー性能を客観的に見える化し、建築物の環境や省エネ性能に配慮して選択することを促進している。

建築主の選択促進に関しては、建築物における「環境エネルギー性能検討制度」を実施しており、 中規模以上の建築物については環境エネルギー性能の掲示に努めること、大規模建築物については 建築物環境エネルギー計画の県への届出を義務付けている。



県保有施設に関しては、県有財産のファシリティマネジメントにおける省エネ改修等に係る協議制度を通じて、環境エネルギー性能に配慮した新築を促進するほか、県の協議制度の仕組みや経験を市町村に発信している。また、既築建築物については、照明の LED 化や ESCO 事業を実施している。

2018年に策定された第四次長野県環境基本計画においては、環境エネルギーに配慮した建築物の普及について、以下の具体的取り組みの実施を掲げている。

- エネルギー性能の「見える化」
- ヒートショックの防止や快適な暮らしなどに資する断熱性能の向上
- 建築事業者の技術力の向上
- 地域材を用いた良質な木造住宅の供給促進、それを担う設計者や技能者の育成等、生産体制の 整備
- 県保有施設の照明の LED 化の推進、老朽化の著しい施設やエネルギー多消費施設における ESCO の活用、建築物の断熱化や省エネ機器の採用など、公共施設のエネルギー消費量の削減
- 県企業局の電気事業で得られた利益の一部を活用して、先導的な省エネルギーに係る取り組み を支援

本フレームワークでは、特に県保有施設の新築、設備改修工事等における省エネルギー化を図る 取り組みを資金使途としており、適格クライテリアを、長野県地球温暖化対策条例に基づき作成さ れた「建築物環境エネルギー性能計画届出書」における計算で BEI=0.9 以下、自然エネルギーの導 入が予定されている建物の新築又はエネルギー使用量を従来の 20%以上削減する設備等の導入若 しくは改修としている。本取り組みは、県保有施設のエネルギー効率を改善させ、長期的な県の省 エネルギー目標に資する新築・改修工事を対象としていると JCR では高く評価している。

資金使途 4: 気候変動への適応プロジェクト

i.資金使途 4 は、気候変動適応を目的とした長野県の総合的な環境戦略に基づいて選定されている。 本フレームワークで定められた適応事業に係る適格クライテリアは、気候変動予測や過去の最大の被害 を踏まえて作成された各種ハザードマップおよび強靭化計画を踏まえて選定されており、県の防災機能 を高めることが期待される。資金使途 4 は、グリーンボンド原則における「気候変動への適応」、環境省 のグリーンボンドガイドラインに例示されている資金使途のうち、「持続可能な水資源管理に関する事業」 に該当する。

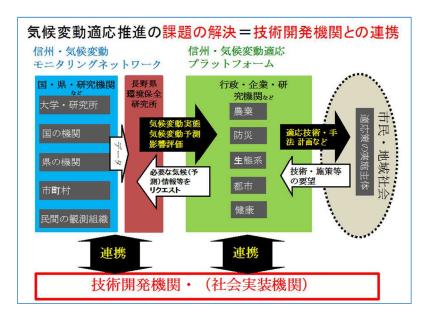
(1) 長野県の地球温暖化適応策について

長野県では、第三次環境エネルギー戦略における 10 の重点プロジェクトの一つに、地球温暖化適応策パッケージ (適応パッケージ)を掲げ、地球温暖化の影響の把握と予測および地球温暖化の影響への適応策を推進することとしている。2018 年には第 2 期長野県強靭化計画 (強靭化計画)を策定し、近年頻発する自然災害を踏まえ、2018 年度からの 3 か年で集中的に「重要インフラの緊急点検」および「3 か年緊急対策」を行っており、自然災害に対する社会インフラの強靭化を行っている。また、令和元年東日本台風による災害の復旧・復興方針の下で、台風災害にかかる社会インフラの再建を進めている。

気候変動適応推進のための現状把握、将来の気候変動予測等について、長野県は技術開発機 関や多様なステークホルダーと連携し、以下のような体制を整えている。本取り組みの成果は、 現在作成中の第四次環境エネルギー戦略において、上記の地球温暖化の予測に基づいた適応パ



ッケージと強靭化計画で挙げている具体的な施策を含め、適応に係る手法、技術、政策を分野 連携で検討、推進していく予定である。



(出所:長野県 ウェブサイト)

今般の資金使途は、主に強靭化計画で取り組むべき事項として挙げられている項目から特に 地球温暖化への適応策と位置付けられる事業を選定している。長野県の強靭化計画では、以下 のステップによって、強靭化(適応)事業を特定している。下記ステップは、国際的なイニシ アティブである Climate Bonds Initiative が定めている Climate Resilience Principles で求められる 6 ステップと同等の手続きを経ていることを、JCR は開示資料および長野県へのヒアリングによって確認した。



本フレームワークで対象としている適応事業は、気候変動予測影響評価および過去の激甚災 害の経験を踏またうえで、強靭化計画で定められた上記4ステップを踏んで定められている。

- (2) 本フレームワークの対象となる適応事業について
 - (2)-1:対象となる適応事業の想定するリスク(使途共通)
 - (2)-1-1 起きてはならない最悪の事態(リスク)の想定
 - ・土砂災害、水害 (災害レベルとしては H26 台風 8 号を想定)
 - ・大雪・雪崩災害 (災害レベルとしては H26 2 月大雪災害を想定)
 - (2)-1-2 想定されうる被害
 - ・豪雨による河川の氾濫に伴う住宅など建築物の浸水被害
 - ・土石流、地滑り等の土砂災害による死傷者の発生
 - ・豪雨による河川の氾濫に伴う住宅など建築物の浸水被害
 - ・土石流、地滑り等の土砂災害による死傷者の発生



- ・行政機能、情報通信機能の停止
- ・信号機の停止等による交通事故の多発
- ・土石流、地すべりなど土砂災害による二次被害の発生
- ・流通、経済活動の停止
- (2)-2:対象事業と関連施策として適応パッケージに挙げられた事項
 - (2)-2-1:交通インフラ整備(信号機電源付加装置、道路防災事業(法面工事)等)

<道路防災事業(法面工事)>

- ➤ 急峻な地形を有し脆弱な地質が分布する長野県では、大雨や地震による土砂崩落等で道路が寸断される事象が多く発生している。一方で、平地部から山間部まで、住居や観光地が分散し、それらを結ぶ道路は県内約 5 万 km に及ぶ。緊急輸送路の信頼性の向上など、防災・減災の観点から重点的・効率的に道路整備を図る必要がある。
- ▶ 本フレームワークの対象プロジェクトは、土砂災害対策道路事業で、主に土砂崩落を防ぐための法面対策工事である。本工事の施工により、災害時の道路寸断を防ぎ、罹災者救助、緊急物資の輸送等に支障が生じないような対策を講じている。

<信号機電源付加装置>

- ▶ 停電による信号機の機能停止とその結果発生し得る交通事故の多発を防止するための各種対策として、信号機電源付加装置の整備や、信号機に発動発電機直結型接続ケーブルを整備することが有効だが一部の整備にとどまっているため、中長期的な視点から着実に整備を進める必要がある。
- ▶ 県は、停電による信号機停止を防止するために、信号機電源付加装置の整備および発動 発電機直結型接続ケーブルの整備を推進する。
- (2)-2-2: 水害(治水)対策のための河川改修(拡幅、掘削工事等)
- ▶ 長野県では、県民が安全で安心して暮らせるように、河川施設および洪水調節施設の整備、内水対策等を実施することとし、国、市町村とともに総合的な治水対策を重点的に進めている。今般の資金使途で掲げられている河川改修計画は、本施策に基づく計画である。県では、ハードな治水対策に加え、水防災意識向上のため、想定最大規模降雨での洪水浸水想定区域図を34河川、市町村ハザードマップ作成支援を138河川について実施し、県のウェブサイト上で公表している。
- (2)-2-3:砂防、治山、地すべり、急傾斜地崩壊対策
- ➤ 令和元年台風第 19 号による土砂災害等の経験を踏まえ、長野県では、土砂災害対策を 流域の保全という観点から推進し、住民の生命と財産を守ることとしている。そのため、 土石流や流木対策に加え、再度災害防止のための緊急土砂災害対策、徐石による既設堰 堤機能増進、改築などを令和元年には 169 か所、令和 2 年には延べ 176 か所で実施する 予定である。
- ▶ また、土砂災害特別警戒区域内の要配慮者利用施設 55 施設、土砂災害警戒区域内の木造 1 階建ての児童・老人福祉関係施設 69 施設の対策、土砂災害特別警戒区域内の避難 所 12 施設の対策を令和4年度までに着手する計画としている。



➤ 治山事業は、森林のもつ土砂災害防止機能を発揮させるため、適正な間伐や治山施設の 整備など災害に強い森林づくりを行うものである。県では、治山事業により新たに保全 される集落数として、200 集落 (2018 年度~2022 年度) を目標としている。

資金使途 5: 生物自然資源および土地利用に係る環境持続型管理:信州の森林づくり事業(林道の整備)

i.資金使途 5 は、気候変動の緩和および適応策を加味した長野県の総合的な環境戦略に基づいて 選定されている。本事業は、持続可能な森林経営に資するものであり、これによって森林の CO2 吸収量の向上、水源涵養、土砂災害の防止、生物多様性の保全など多様な環境改善効果を 有している。資金使途 5 は、グリーンボンド原則における「生物自然資源および土地利用に係 る環境持続型管理」、環境省のグリーンボンドガイドラインに例示されている資金使途のうち、 「自然資源・土地利用の持続可能な管理に関する事業」に該当する。

<森林が果たす多様な機能>



(出所:政府広報オンライン)

(1) 生物多様性・自然環境の保全と利用に係る森林再生の意義

日本は、世界の中でも「生物多様性のホットスポット」と評価され、特に長野県は、生物多様性の豊かな場所と考えられている。日本の屋根と称される高山帯を有する約 3,000mの標高差のある複雑な地形や、日本列島形成に関わる新旧様々な地形・地質、農地・里山・草原から山岳まで多様な土地利用、日本海・内陸・太平洋の影響を受ける気候により、豊かな生物多様性が培われてきた。しかしながら、開発、過剰な捕獲・採取、里山の利用衰退、ニホンジカの分布拡大、外来種の移入・分布拡大、地球温暖化の影響などにより、野生動植物の生息環境が悪化し 2014 年から 2015 年にかけて改訂した「長野県版レッドリスト」では、維管束植物 804 種、脊椎動物で 98 種がレッドリストに挙がっており、多くの動植物の生息・生育が脅かされている。

また、近年の産業構造等の変化や農山村の過疎化・高齢化により、里地里山における人の活動が縮小したことに伴い、適正に管理されていない森林や荒廃農地が増え、県土の保全機能の低下や里山景観の悪化などが危惧されている。



(2) 地球温暖化の抑制に係る森林再生の意義

長野県は、環境エネルギー戦略の中で、エネルギー効率向上と再生可能エネルギーの拡大に加え、総合的な地球温暖化対策を三つ目の柱としている。総合的な地球温暖化対策は、地球温暖化を抑制するための策と地球温暖化に適応する策の2つからなるが、森林づくりは、前者の目的に資する取り組みとして位置づけられている。長野県は、二酸化炭素の吸収源としての機能が十分に発揮されるよう、公益的な機能に配慮しながら、林内路網等の生産基盤の整備や低コストなど利用間伐などの集約化施業を推進するとしている。また、適切な主伐・植栽を実施して林齢の多様化を図るなど、持続的に資源が供給できる森林づくりをめざしている。

今般の信州の森林づくり事業は、森林の地球温暖化対策に加え、県産材の土木・家具などの多様な用途による利用拡大の推進や、森林と他産業を結び付けた新たな森林産業の創造や山村の6次産業化に向けた取り組みの推進によって、県の経済活性化にも資するものである。本フレームワークでは、同プロジェクトのうち、森林の林道整備が対象となっている。

b. 環境に対する負の影響について

長野県では、各プロジェクトについて、環境に与えるネガティブな影響として想定されるリスクとその緩和策を以下の通り定めている。JCRでは、長野県に対するヒアリングおよび関連資料の確認により、適切な対応策が講じられる体制となっていることを確認した。

I. 再生可能エネルギーに関する事業			
想定されるリスク	リスク緩和対応		
 生態系への悪影響 水量の減少などの他の水利権への悪影響 	環境影響評価制度の対象となる大規模な事業について は、住民や関係自治体などの意見を聴きながら、事業が環 境に及ぼす影響について調査、予測および評価を行い、事 業が環境に及ぼす影響を回避、低減している。また、一定 規模以上の県事業については、長野県公共事業等環境配慮 推進要綱に基づき、事業が環境に及ぼす影響を回避、低減 している。		

II. クリーン輸送に関する事業

本件はしなの鉄道による新車両購入に対する補助金の支給であることから、深刻な環境へのネガティブな影響は想定されない。一方で、旧車両の適切な廃棄等については、しなの鉄道が事業主体として責任をもって処理することとしている。

- III. 省エネルギーに関する事業
- (1) 省エネ性能の高い建築物の新築、県有施設の改修
- ① 建築時の労働安全面の配慮 ② アスベスト等の有害廃棄物の飛 散 ② 大気汚染防止法、 安全衛生規則 ス
- ①公共建築工事標準仕様書等において、受注者における安全施工措置等を定めている。
 - ②大気汚染防止法、労働安全衛生法、廃棄物処理法、労働 安全衛生規則、石綿障害予防規則等の適用法令に基づ き、適正に処理されることを確認している。



(2) 県の施設に省エネ性能の高い機器や設備を導入する事業

- ① 工事に伴う騒音、振動
- ② 交換前の機器や設備の不適正処 理による悪影響
- ③ アスベスト等の有害廃棄物の飛 散
- ①指定地域内において特定施設の設置や変更をするとき又は特定建設作業を伴う建設工事を施工するときは、法で規定する日までに市町村長に届出をする。
- ②使用冷媒等の廃棄処理は、フロン排出抑制法等の適用法令に基づき、適正に処理されることを確認している。
- ③大気汚染防止法、労働安全衛生法、廃棄物処理法、労働 安全衛生規則、石綿障害予防規則等の適用法令に基づ き、適正に処理されることを確認している。

IV. 気候変動への適応に関する事業

①大規模な土地造成に伴う土壌の 保全、水路の保全、絶滅危惧種 等生態系、エコシステムの保全

環境影響評価制度の対象となる大規模な事業については、 住民や関係自治体などの意見を聴きながら、事業が環境に 及ぼす影響について調査、予測および評価を行い、事業が 環境に及ぼす影響を回避、低減している。また、一定規模 以上の県事業については、長野県公共事業等環境配慮推進 要綱に基づき、事業が環境に及ぼす影響を回避、低減して いる。

V. 生物自然資源及び土地利用に係る環境持続型管理

- ① 土壌保全についての配慮
- ② 絶滅危惧種等生態系、エコシステムの保全
- ①工事に使用する重機・機械は環境配慮型とするよう特記仕 様書に明示している。チェーンソーのオイルは生分解性を 使用することを特記仕様書に明示している。
- ②絶滅危惧種、猛禽類等の情報があれば生息域調査を行い、 生息域の工事を取りやめるか、繁殖期間外に工事を実施し ている。



c. SDGs との整合性について

JCR は、本フレームワークを通じて実現されるプロジェクトは、ICMA の SDGs マッピングを参考にしつつ、以下の SDGs の目標およびターゲットに貢献すると評価した。



6 対金な水とトイレを世界中に 目標 6: 安全な水とトイレを世界中に

ターゲット 6.6. 2020 年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼などの水に関連する英体系の保護・回復を行う。



7 ニネルチーセጵ/メロヒ 目標 7 : エネルギーをみんなに そしてクリーンに

ターゲット 7.2. 2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。

ターゲット 7.3. 2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。



ターゲット 13.1. すべての国々において、気候変動に起因する危険や自然災害に対するレジリエンスおよび適応力を強化する。



目標 15: 陸の豊かさも守ろう

ターゲット 15.2. 2020 年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な管理の実施を促進し、森林破壊を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で植林と森林再生を大幅に増加させる。



評価フェーズ2:管理・運営・透明性評価

JCR は評価対象について、以下に詳述する現状およびそれに対する JCR の評価を踏まえ、管理・運営体制がしっかり整備され、透明性も非常に高く、計画どおりの事業の実施、調達資金の充当が十分に期待できると評価し、評価フェーズ2:管理・運営・透明性評価は、最上位である『m1(F)』とした。

1. 資金使途の選定基準とそのプロセスに係る妥当性および透明性

(1) 評価の視点

本項では、本フレームワークを通じて実現しようとする目標、グリーンプロジェクトの選定基準と そのプロセスの妥当性および一連のプロセスが適切に投資家等に開示されているか否かについて確認 する

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

a. 目標

<グリーンボンド発行の目標にかかるフレームワーク>

■ 第四次環境基本計画における基本目標

共にはぐくみ・・・多様な主体によるパートナーシップの構築

未来につなぐ・・・持続可能であること

信州の豊かな自然・・・長野県が誇る雄大な山々、清浄な水・空気、森林、農村景観、多様な 生熊系など

確かなくらし・・・経済・社会・環境の統合的向上により実現する暮らし(経済が持続的に発展し、誰もが役割を持って活躍するとともに安心して生活でき、豊かな自然環境が保たれていること)

- 第四次長野県環境基本計画では、以下の項目を対象施策としており、項目毎に目標を設定して 施策の立案、実行を行っています。
 - ・持続可能な社会の構築に関すること
 - ・脱炭素社会の構築に関すること
 - ・生物多様性・自然環境の保全と利用に関すること
 - ・水環境の保全に関すること
 - ・大気環境等の保全に関すること
 - ・循環型社会の形成に関すること
- 上記に加え、本県は都道府県として初めて「気候非常事態」を宣言し、同時に 2050 年の二酸 化炭素 (CO₂) 排出量実質ゼロも打ち出しています。また、SDGs 達成に向けて優れた取組を提 案する「SDGs 未来都市」として、平成 30 年 6 月、他の 28 自治体とともに、全国で初めて選



定されており、SDGs の視点も踏まえた長野県総合 5 か年計画(しあわせ信州創造プラン 2.0)の推進に取り組んでいます。

- 本県では、平成30年に第2期長野県強靭化計画を策定し、強靱化に向けた諸施策を実施しています。また、近年激甚化している自然災害の状況を踏まえ、平成30年度に重要インフラの緊急点検を実施し、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」として、集中的に重要インフラ等の機能維持に取り組んでいます。また、令和元年東日本台風による災害の復旧・復興方針の下、よりよい復興(ビルド・バック・ベター)の観点を持って、社会インフラの再建を進めています。
- 本県は、気候変動の適応・緩和両面に取り組むための資金調達として、グリーンボンドを発行することで、県内の自然災害の影響緩和と 2050 年の二酸化炭素 (CO₂) 排出量実質ゼロ達成に向けた取組を進めます。また、グリーンボンド発行を一つの契機として、地方自治体や事業者の ESG 投資に対する機運醸成を図ります。

<本フレームワークに対する JCR の評価>

JCR は、長野県が明確な環境に対する目標を環境基本計画の中で定め、その実践にあたって様々な施策を積極的に実施していることを確認した。また、今般のグリーンボンド・フレームワークで定められた資金使途は、いずれも環境エネルギー戦略で定められた政策に基づき実施される事業であることを確認した。以上より、本フレームワークで対象としている事業は、長野県の環境計画および環境戦略と整合的であると JCR は評価している。

b. 選定基準

長野県では、プロジェクトの選定基準を以下の通り定めている。

プロジェクト分類名	適格基準
I. 再生可能エネルギーに関する事 業	小水力発電所の設置又は設置に対する補助
II. クリーン輸送に関する事業	現行車両よりエネルギー効率が改善される車両の導入に対す る補助
III. 省エネルギーに関する事業(1) 県有施設に省エネ性能の高い機器や設備を導入する事業、県有施設の改修事業(2)省エネ性能の高い県有施設の新築	(1)エネルギー使用量を従来の 20%以上削減する設備等の導入又は改修 (2)長野県地球温暖化対策条例に基づき作成された「建築物環境エネルギー性能計画届出書」における計算で、BEI=0.9 以下又は自然エネルギー設備の導入が予定されている建物の新築



IV. 気候変動への適応に関する	水災害等の気候変動による災害を防止するために気候変動i	
事業	応計画に位置付けられた防災・減災対策事業	
V. 生物自然資源および土地利用に	県土の保全、水源涵養、地球温暖化防止、生物多様性の保全	
係る環境持続型管理	を目的とした事業	

小水力発電所について、小水力の定義には様々な定義があり、長野県では厳密な線引きをしていないが、実質的には 100kW 以下のマイクロ水力、100~1,000 kW のミニ水力、1,000~10,000kW の小水力発電施設を対象としている。JCR では、上記適格基準について、いずれも地球温暖化の抑制や気候変動への適応策として意義の高いプロジェクトを対象とした水準であると評価している。

c. プロセス

<選定プロセスにかかるフレームワーク>

総務部財政課及び環境部環境政策課が、関係部局へヒアリングを行い、環境面での便益が見込まれる事業を抽出し、適格性の検討を行うことで対象プロジェクトを選定しています。選定された事業については、総務部長が最終決定を行います。

<本フレームワークに対する JCR の評価>

長野県が実施するグリーンボンドの資金使途は多岐にわたることから、部局間調整が重要である。 長野県は、環境に関する専門部署として環境部を有しており、総務部財政課と環境部環境政策課が協力して関係部局の調整を一括して行う体制をとっている。また、対象事業の適格性判断に必要となる環境改善効果の算定に当たっては、環境政策課が関係部局から収集したデータを踏まえ独自に作成した計算式を使って算出することで、定量的かつ透明性の高い選定プロセスとなっている。

以上より、本フレームワークに定められている長野県の目標、選定基準、プロセスは、適切に構築されている。また、本フレームワークに基づくグリーンボンド実行時に長野県はプレスリリース、JCR から提供する予備評価レポートおよび本評価レポートを通じてこれらの基準やプロセスを投資家に対して開示の予定であり、透明性は確保されている。



2. 資金管理の妥当性および透明性

(1) 評価の視点

調達資金の管理方法は、発行体によって多種多様であることが通常想定されるが、グリーンボンドの実行により調達された資金が、確実にグリーンプロジェクトに充当されること、また、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が整備されているか否かを確認する。

また、グリーンボンドにより調達した資金が、早期にグリーンプロジェクトに充当される予定となっているか、また、未充当資金の管理・運用方法の評価についても重視している。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

<資金管理にかかるフレームワーク>

(調達資金と資産の紐づけ方法)

調達資金はあらかじめ選定された個別のプロジェクトに全額紐付けられます。

(調達資金の追跡管理の方法)

総務部財政課では、予算編成の都度、県債管理表により全ての起債を管理しています。県債管理表は、 事業区分ごと事業費、県債充当額等を記録しています。グリーンボンドの調達資金についても、県債 管理表により、充当プロジェクトと他の事業を区分して管理することで、調達資金は、あらかじめ選 定された個別のプロジェクトに全額紐づけられます。

地方公共団体の場合、歳出の財源にはその年度の歳入を充てる必要があるため、本県のグリーンボンドの調達資金は、当該年度中に全て対象プロジェクトに充当されます。

(追跡管理に関する内部統制および外部監査)

グリーンボンドの調達資金については、年度終了後、充当プロジェクト名及び充当金額を取りまとめ、 総務部長へ報告します。

(未充当資金の管理方法)

調達資金の充当が決定されるまでの間、調達資金は、会計管理者が指定金融機関の預金口座において現金で管理します。

<本フレームワークに対する JCR の評価>

本フレームワークに定められたグリーンボンドの資金使途は、本フレームワークで定められている グリーン適格事業への新規投資であり、これ以外の目的に充当される予定はない。

本フレームワークで定める事業は新規投資として起債した年に充当が完了する予定である。また、 調達資金の出入管理について、県債管理表で管理し、総務部長に年度終了時に報告されることとなっ ていることから、内部統制態勢も適切に構築されている。

以上から、ICRでは長野県の資金管理についての妥当性および透明性は高いと評価している。



3. レポーティング体制

(1) 評価の視点

本項では、本フレームワークを参照して行われるグリーンボンドの実行前後の投資家等への開示体制が詳細かつ実効性のある形で計画されているか否かを評価する。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

<レポーティングにかかるフレームワーク>

1. 資金の充当状況に関するレポーティング

充当プロジェクト名及び充当金額を長野県ウェブサイト上にて、起債翌年度に開示します。

2. 環境改善効果に関するレポーティング

長野県のウェブサイト上にて、年次で開示予定です。

環境改善効果として以下のインパクト・レポーティングを予定しています。

- I. 再生可能エネルギー:小水力発電所の設置数、発電容量、CO2削減量
- II. クリーン輸送:車両更新による CO2削減量
- III. エネルギー効率: エネルギー効率の高い更新・改修等を行ったプロジェクトリスト、エネルギー削減率

IV.気候変動への適応:

(1) 交通インフラ整備

実施したプロジェクトの箇所名、箇所数又は延長 等

- (2) 水害対策のための河川改修
 - 実施したプロジェクトの箇所名、箇所数又は延長 等
- (3) 砂防、治山、地すべり、急傾斜地崩壊対策

実施したプロジェクトの箇所名、箇所数又は延長 等

V. 生物自然資源及び土地利用に係る環境持続型管理 実施したプロジェクトの箇所名、箇所数又は延長 等

<本フレームワークに対する JCR の評価>

a. 資金の充当状況に係るレポーティング

グリーンボンドで調達した資金の使途は、長野県のホームページ、JCRの評価レポート等で投資家に対して公表される予定である。また、前項で確認した通り、グリーンボンドにより調達した資金は、調達後同一年度内に全て対象事業に充当されるため、未充当資金に係る期中のレポーティングは現在のところ想定されない。

b. 環境改善効果に係るレポーティング

再生可能エネルギーについては、既開発事業について長野県のウェブサイト上で開示しており、引き続き透明性が確保される見込みである。エネルギー効率の高い事業については、エネルギー削減率を個別事業毎に定量的に算定をしている。適応事業と森林整備の環境改善効果を個別に定量的に算出することは極めて難しい。したがって、上記のインパクトレベルは本事業実施結果によるアウトプットのレポーティングにとどまっている。ただし、前提となる気候変動予測やそれに基づくシナリオ分析や各種ハザードマップ(土砂災害、洪水・浸水等)が開示されており、今回の対象事業がこれらのハザードマップ上緊急性の高い地域で実施される予定であることを JCR では確認している。



以上より、JCRでは、上記レポーティングについて、資金の充当状況および環境改善効果の両方について、投資家等に対して適切に開示される計画であると評価している。



4. 組織の環境への取り組み

(1) 評価の視点

本項では、発行体の経営陣が環境問題について、経営の優先度の高い重要課題と位置づけているか、 環境分野を専門的に扱う部署の設置又は外部機関との連携によって、グリーンボンド実行方針・プロ セス、グリーンプロジェクトの選定基準などが明確に位置づけられているか、等を評価する。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

長野県は日本三大アルプスが横たわり、緑と水のあふれた美しい自然と里山を有する場所である。 その美しい自然を守り、少子高齢化に直面した地域活性化を目指すなかで、気候変動への対応がキー ワードとして各施策に組み込まれ、積極的な取り組みを展開している。

以下にこれまで長野県が継続的に取り組んできた主要な取り組みを記す。

「アジアで初めてとなる地域再生可能エネルギー国際会議」

長野県は2017年9月、再生可能エネルギーの普及拡大を目指す地方自治体の課題解決のため、ドイツ、日本、その他の国から知見を有する方々を招へいし、再生可能エネルギーと省エネルギーの最新の状況、それらを将来的に拡大させる展望について、優良な事例を共有するとともに、再生可能エネルギー100%地域の実現に向けた取組などについて意見交換を行った。また、日独自治体の首長によるサミットを開催し、その中で「再生可能エネルギー100%地域を目指して新たな取り組みと連携の行動開始を宣言する」とする長野宣言を発信した。

● 「イクレイへの加盟」

2018 年 9 月には、上記国際会議を共同主催した国際組織の「イクレイ(地球規模で環境問題に取り組む自治体の国際組織)」に加盟し、国内外の先進的な取り組みを進める自治体との交流に積極的に取り組む姿勢を表した。

● 「SDGs 未来都市」

長野県は、他の28都道府県と共に、2018年6月にSDGs未来都市に選定されている。本県の総合計画には、SDGsの考え方が組み込まれており、4つの重要課題のいずれも、SDGs目標13気候変動に資する取り組みである点が共通している。

● 「気候非常事態宣言」

2019 年 12 月には気候非常事態宣言(CED)を発動し、2050 年には CO_2 排出量の実質ゼロを宣言した。その決意は、省エネルギーと再生可能エネルギーの普及拡大の推進、さらにはエネルギー自立分散型で災害に強い地域づくりを進め、もって持続的発展を目指すという具体的な方向性を示した。

各種宣言の実現にむけて、長野県では第四次長野県環境基本計画の下、長野県環境エネルギー戦略にしたがって、各事業に取り組んでいる。また、長野県は、県自身の事業だけでなく多様なステークホルダーが環境問題に取り組めるよう、情報発信の強化や協力体制の構築、各種補助金制度などの具体的施策を次々と実行している。例えば、長野県では小水力発電候補地の選定・開示を行い、県民に向けて発信し、補助金事業も行っている。長野県の急峻な山々から流れ出る豊かな水、農業用水路の充実等によりそのポテンシャルは国内第 2 位である。小水力発電所設置の推進が地形的に当県における有効な再生可能エネルギー資源の一つであり、太陽光発電に加え自然エネルギーとして積極的に増やしていくことは、長野県の特性を生かした独自の取り組みとして意義深い。また、日本全体では、メガソーラーや風力発電所の設立について重要である一方、少子高齢化の進む我が国における送配電網の新設には慎重になる必要性もあり、新規系統への連結が難しいことや、激甚災害の増加による停



電リスクを勘案すると、自律分散型のエネルギーの普及はまちのエネルギー基盤の強靭化の観点から 非常に重要である。長野県では、2019 年 12 月 20 日、他の道府県に先立ち、「信州屋根ソーラーポテ ンシャルマップ」を全県公開した。長野県の開示資料によれば、本マップは世界最大の面積をカバー している。県土の多くを構成する森林再生については、「信州の森づくり」事業と称して、持続可能な 森林経営を支援しているほか、森林セラピーなど多様な森林活用による経済活性化を図っている。

気候変動への適応について、長野県では多様なステークホルダーとの協力体制を構築し、気候の計測、シナリオ分析、予測から適応策の実装までの取り組みが一気通貫となるような体制となっている。当該予測に基づいた研究も種々行われている。例えば、2012 年 3 月に、長野県環境保全研究所がまとめた「長野県における適応策立案手法開発のための検討報告書」では、温暖化の実態および予測の後、温暖化影響予測が、山岳生態系、森林生態系、産業別になされている。加えて IPCC 第 5 次評価報告書に向けたシナリオとモデルの開発、これらを踏まえた長野県で想定される適応策の検討が行われた。長野県では、地球温暖化予測とシナリオ分析を、第四次環境エネルギー戦略の改訂作業の中でより明確に具体的施策に結び付けていく予定としている。

以上から、長野県では、環境問題解決と環境を起点とした地域経済活性化に向けた強いイニシアティブの下、様々な取り組みを多様なステークホルダーと共に実践していることを確認した。また、信州気候変動プラットフォームで示されているように、環境問題に係る専門家が多数関与して、グリーンボンドの資金使途となる環境政策の立案と実行を行っていることも確認した。



■評価結果

本フレームワークについて、JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき「グリーン性評価(資金使途)」を"g1(F)"、「管理・運営・透明性評価」を"m1(F)"とした。この結果、「JCR グリーンボンド・フレームワーク評価」を"Green 1(F)"とした。本フレームワークは、「グリーンボンド原則」および「グリーンボンドガイドライン 2020 年版」において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

【JCR グリーンボンド・フレームワーク評価マトリックス】

	管理·運営·透明性評価					
		m1(F)	m2(F)	m3(F)	m4(F)	m5(F)
	g1(F)	Green1(F)	Green2(F)	Green3(F)	Green4(F)	Green5(F)
グリーン性評価	g2(F)	Green2(F)	Green2(F)	Green3(F)	Green4(F)	Green5(F)
	g3(F)	Green3(F)	Green3(F)	Green4(F)	Green5(F)	評価対象外
	g4(F)	Green4(F)	Green4(F)	Green5(F)	評価対象外	評価対象外
	g5(F)	Green5(F)	Green5(F)	評価対象外	評価対象外	評価対象外

■評価対象

発行体:長野県

【新規】

対象	評価	
	JCR グリーンボンド・フレームワーク評価	: Green 1(F)
グリーンボンド・フレームワーク	グリーン性評価	: g1 (F)
	管理・運営・透明性評価	: m1 (F)

(担当) 梶原 敦子・菊池 理恵子・梶原 康佑・垣内 洋椰



本件グリーンボンド・フレームワーク評価に関する重要な説明

1. JCR グリーンボンド・フレームワーク評価の前提・意義・限界

日本格付研究所(JCR)が付与し提供する JCR グリーンボンド・フレームワーク評価は、グリーンボンド・フレームワークで定められた方針を評価対象として、JCR の定義するグリーンプロジェクトへの適合性ならびに資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明です。したがって、当該方針に基づき実施される個別債券または借入等の資金使途の具体的な環境改善効果および管理・運営体制および透明性評価等を行うものではなく、本フレームワークに基づく個別債券または個別借入につきグリーンボンド評価を付与する場合は、別途評価を行う必要があります。また、JCR グリーンボンド・フレームワーク評価は、本フレームワークに基づき実施された個別債券または借入等が環境に及ぼす改善効果を証明するものではなく、環境改善効果について責任を負うものではありません。グリーンボンド・フレームワークにより調達される資金の環境改善効果について、JCR は発行体または発行体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定される事項を確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ (https://www.jcr.co.jp/) の「サステナブルファイナンス・ESG」に、「JCR グリーンファイナンス評価手法」として掲載しています。

3. 信用格付業にかかる行為との関係

JCR グリーンボンド・フレームワーク評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR グリーンボンド・フレームワーク評価上の第三者性

本評価対象者と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。JCR グリーンボンド評価は、評価のかいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。JCR グリーンボンド評価は、評価の対象であるグリーンボンドにかかる各種のリスク(信用リスク、価格変動リスク、価格変動リスク、価格変動リスク、価格変動リスク、価格変動リスク、個格変動リスク、個格変動リスク、個格変動リスク、個格変動リスク、個格変動リスク、個格変動りスク等)について、何ら意と表明するものではありません。また、JCR グリーンボンド評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR グリーンボンド評価は情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。JCR グリーンボンド評価のデータを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等をすることは禁じられています。

■用語解説

JCR グリーンボンド・フレームワーク評価: グリーンボンドにより調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならび に当該グリーンボンドの資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は5段階で、上位のものから順に、Green1(F)、Green3(F)、Green4(F)、Green5(F)の評価記号を用いて表示されます。

■グリーンボンドの外部評価者としての登録状況等

- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ ICMA (国際資本市場協会に外部評価者としてオブザーバー登録)
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候変動イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- · 信用格付業者 金融庁長官(格付)第1号
- EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO: JCR は、米国証券取引委員会の定めるNRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (https://www.jcr.co.jp/en/) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL: 03-3544-7013 FAX: 03-3544-7026

株式会社日本格付研究所

信用格付業者 金融庁長官(格付)第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル